

町営住宅入居者募集

※ 入居申込には、遠賀町に住所または勤務場所があることなど、要件があります。
詳細は募集案内をご覧ください。

○募集戸数 5戸

- 募集团地
- ①道官町営住宅A棟301号 (3階建ての3階・築37年)
〈所在地〉大字広渡2446番地の3
〈家賃〉1万5,300円~3万0,000円
 - ②虫生津団地A棟202号 (3階建ての2階・築32年)
〈所在地〉虫生津南18番1-202号
〈家賃〉1万7,100円~3万3,700円
 - ③虫生津団地C棟104号 (3階建ての1階・築32年)
〈所在地〉虫生津南18番3-104号
〈家賃〉1万7,100円~3万3,700円
 - ④虫生津団地C棟302号 (3階建ての3階・築32年)
〈所在地〉虫生津南18番3-302号
〈家賃〉1万7,100円~3万3,700円
 - ⑤虫生津団地F棟16号 (平屋建て・築28年)
〈所在地〉虫生津南14番16号
〈家賃〉1万5,600円~3万700円

※入居予定者全員の令和7年中の所得合計に応じて決定します。

○間取り すべて3DK

○敷金 家賃の3ヶ月分

○申込締切 令和8年7月10日(金) 17:00

※手続きには時間がかかりますので、余裕をもってお申込みください。

○公開抽選会 令和8年7月28日(火) 9:00~

※入居者は抽選により決定します。

○入居期限 令和8年8月25日(火)

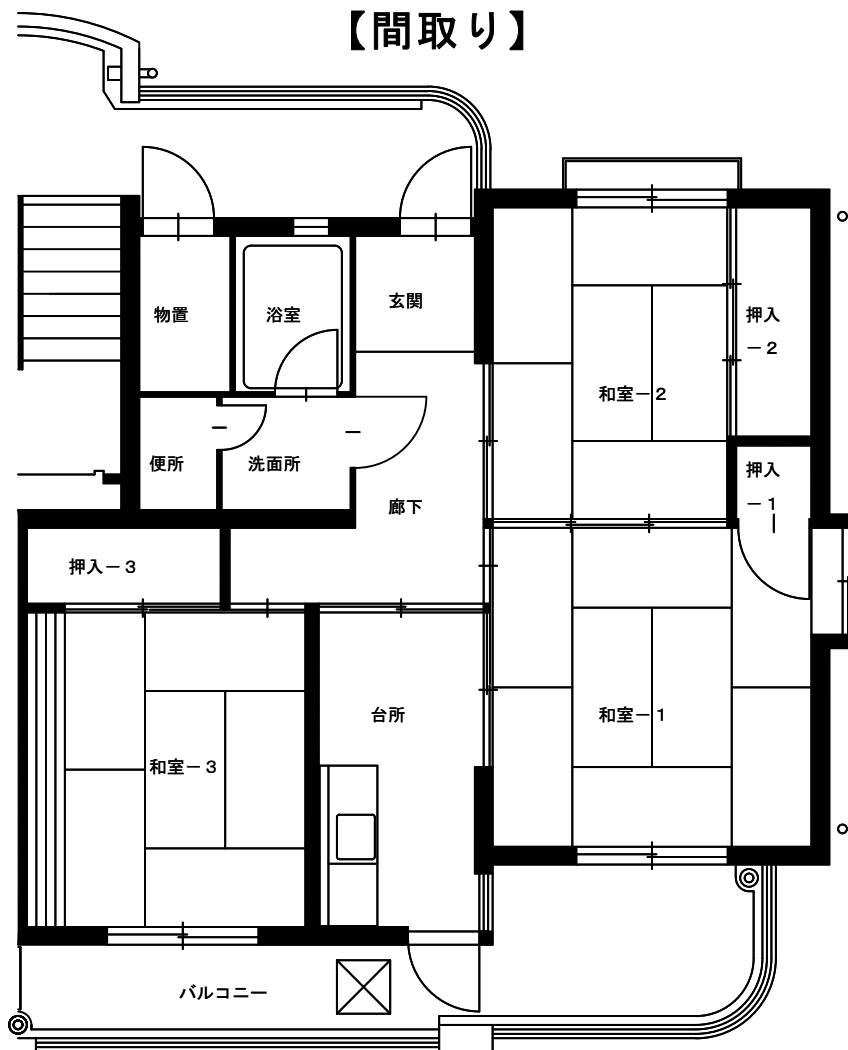
○問い合わせ・申込先

遠賀町役場 建設課 整備係 TEL 093-293-1236 (内線288)

①道官町営（3F）A棟301号

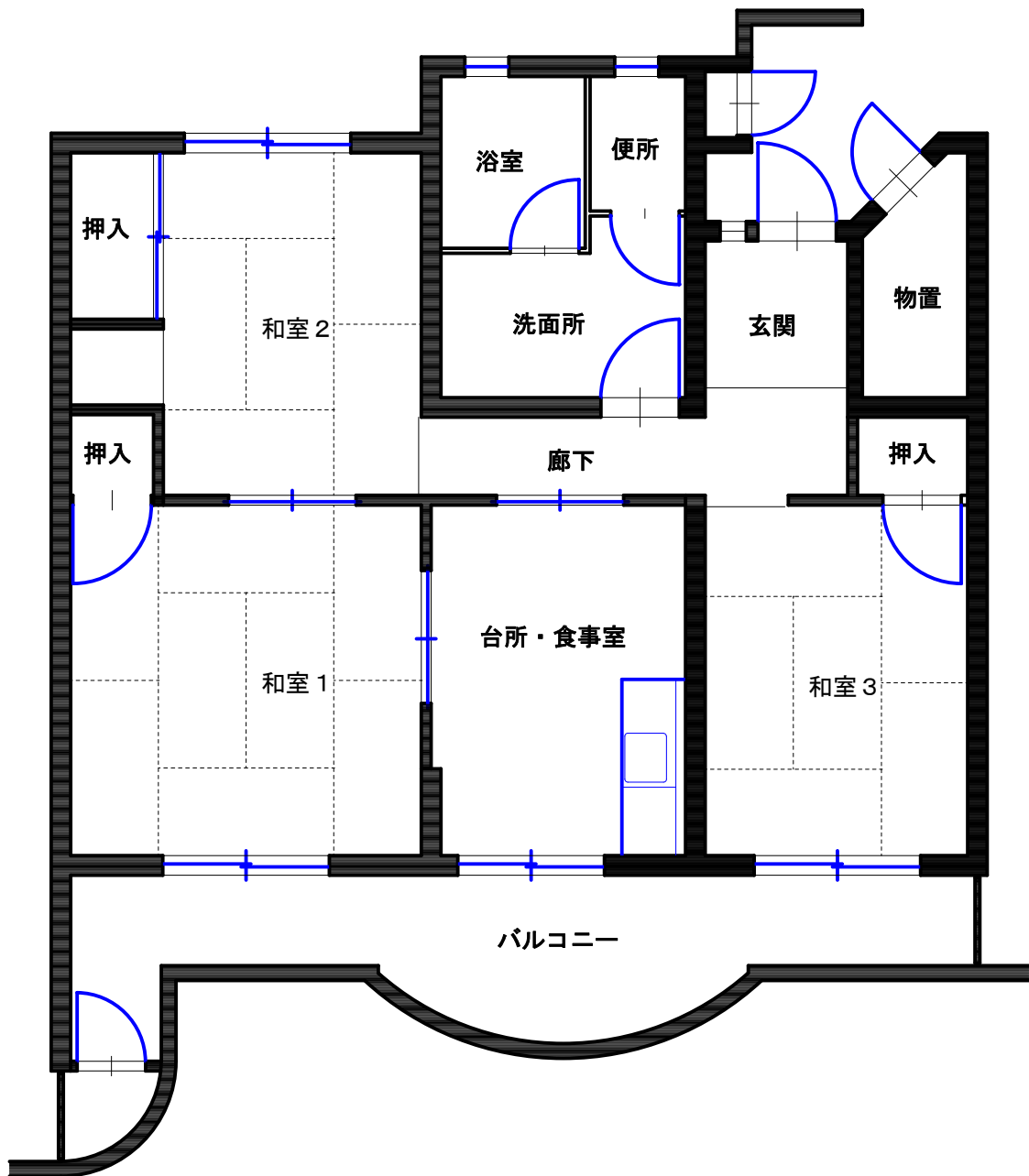
3階建て 3DK

【間取り】



- ②虫生津団地A棟202号
3階建ての2階 3DK
- ③虫生津団地C棟104号
3階建ての1階 3DK
- ④虫生津団地C棟302号
3階建ての3階 3DK

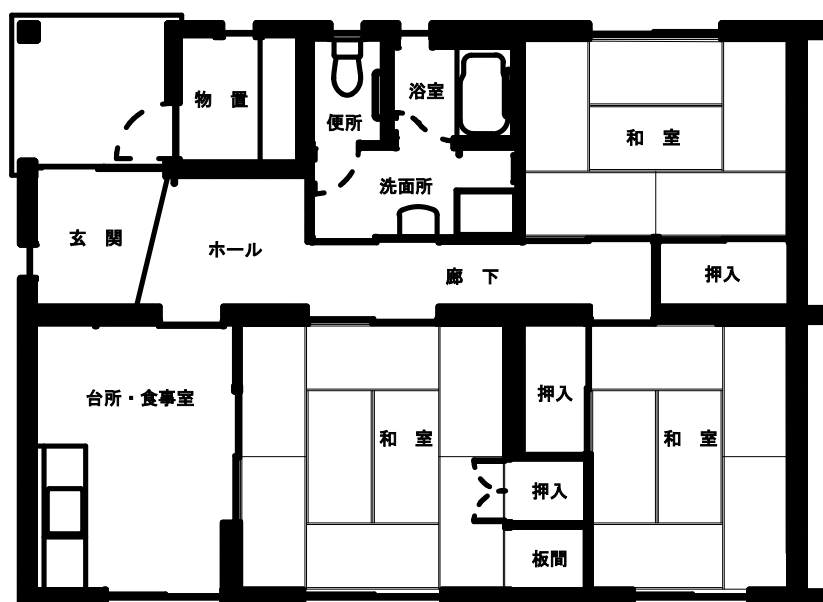
【間取り】



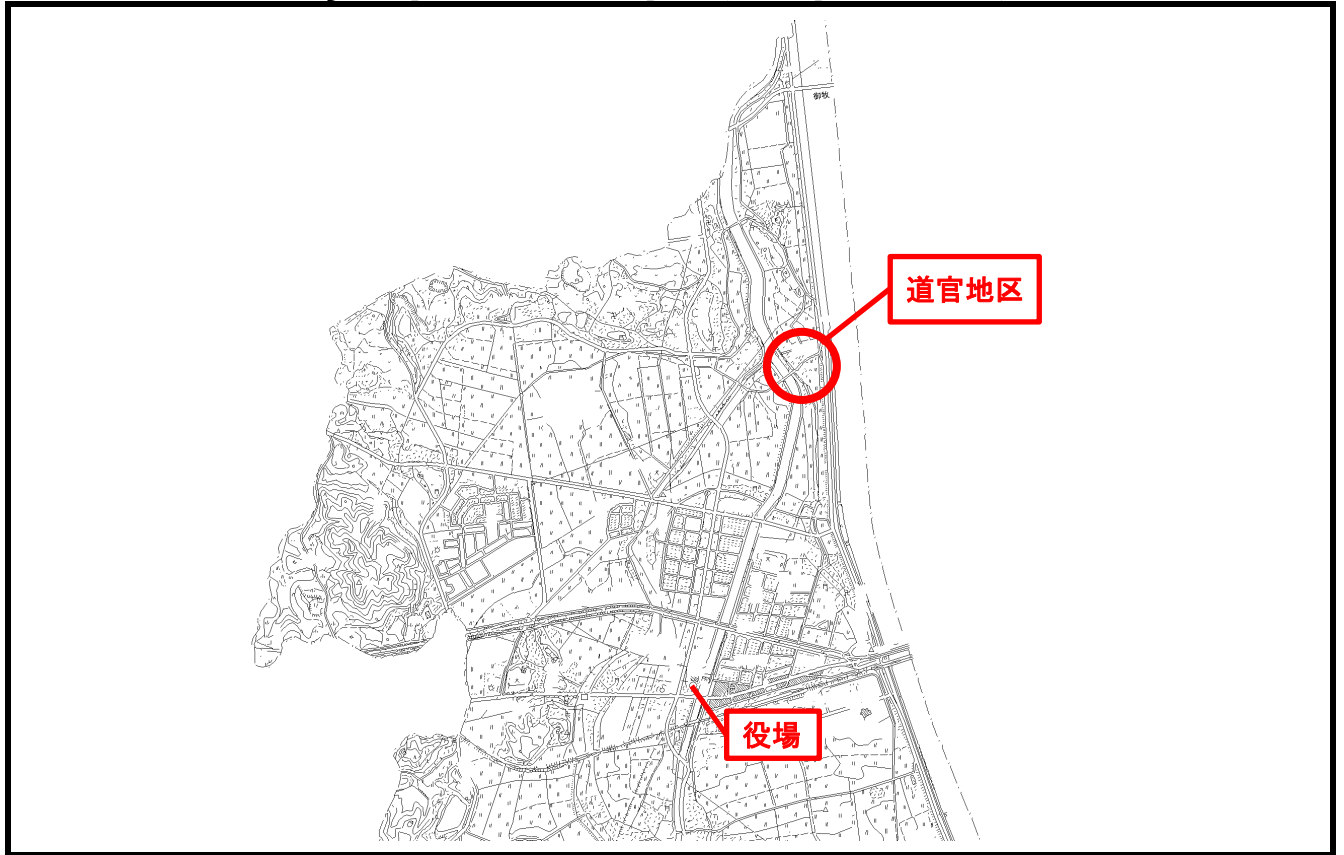
⑤虫生津団地F棟16号

平屋建て 3DK

【間取り】



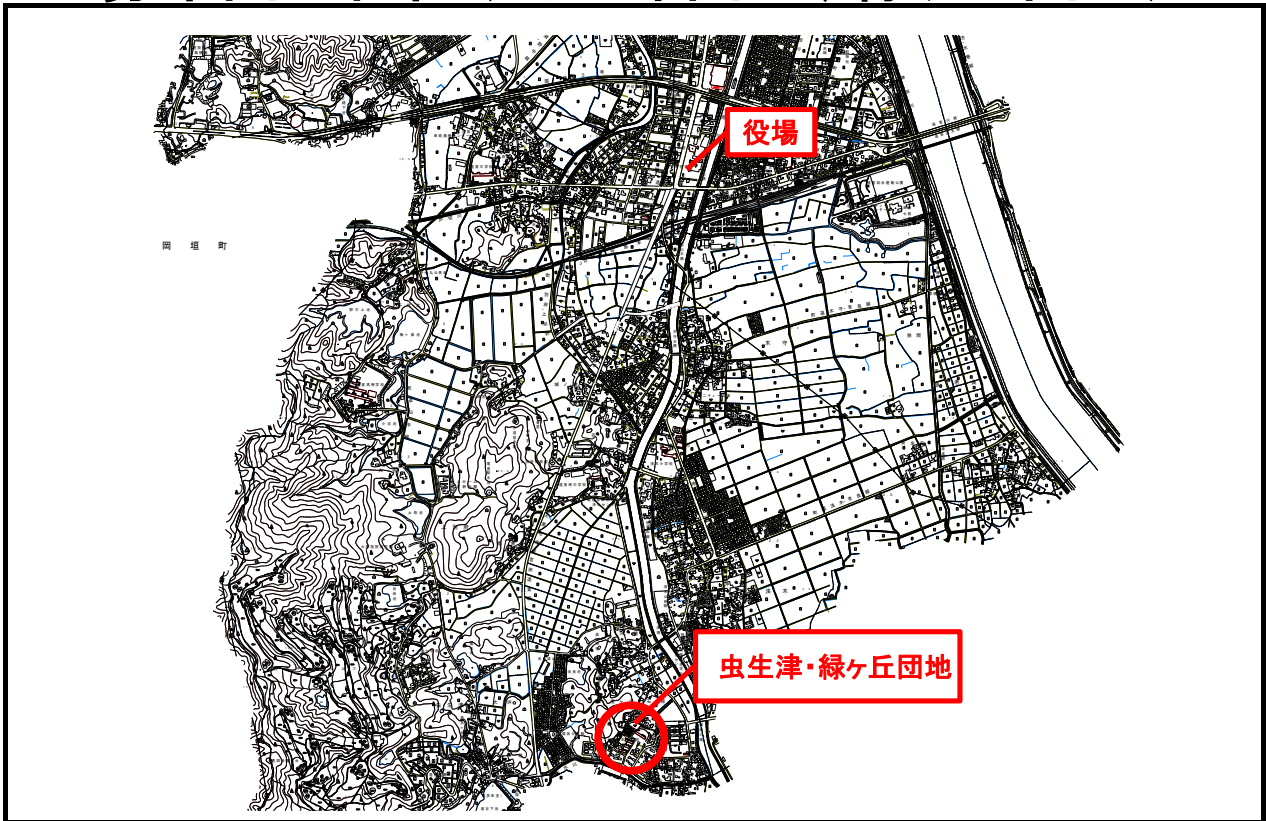
募集团地位置(道官地区)



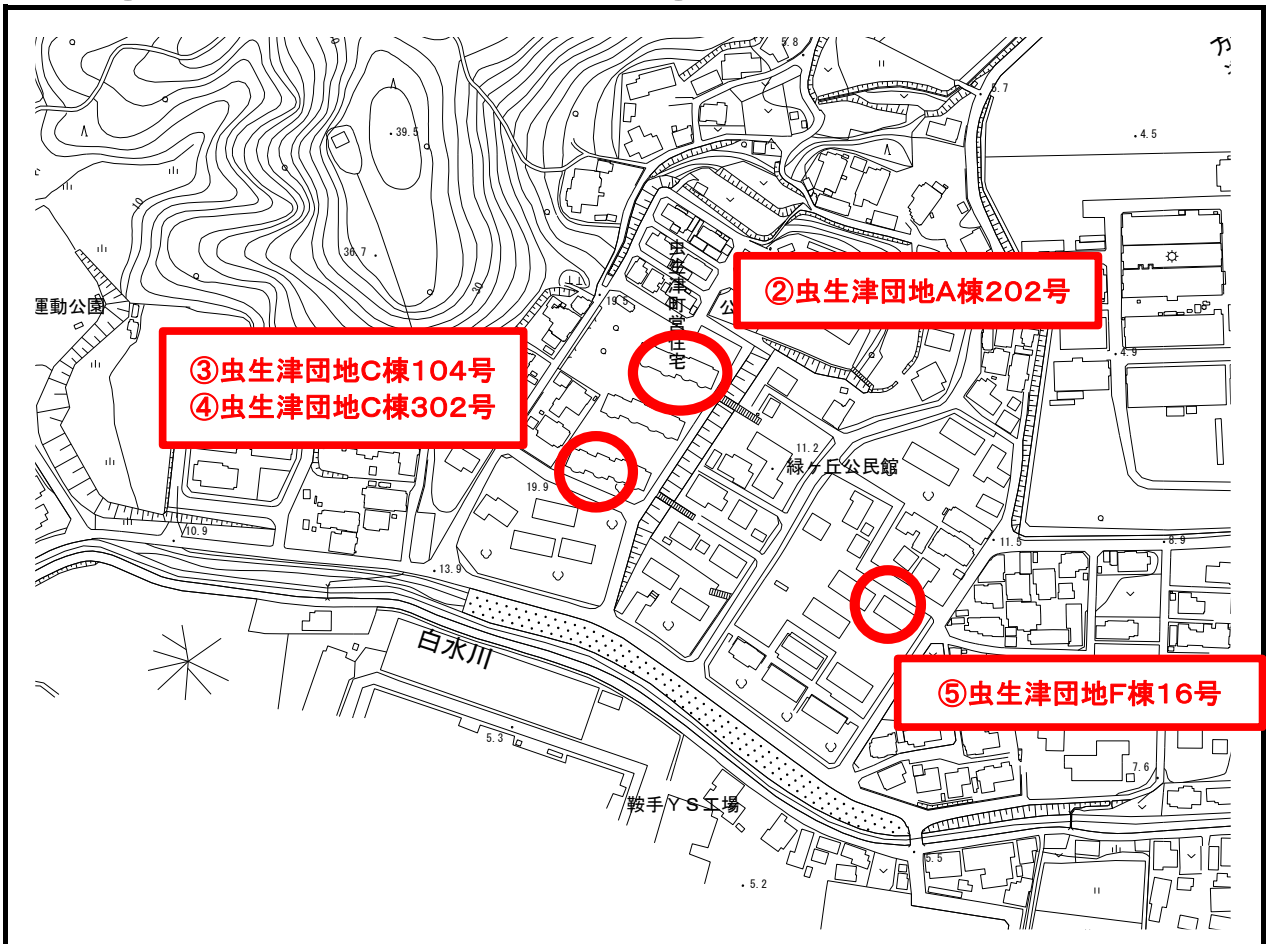
①道官町営住宅A棟301号



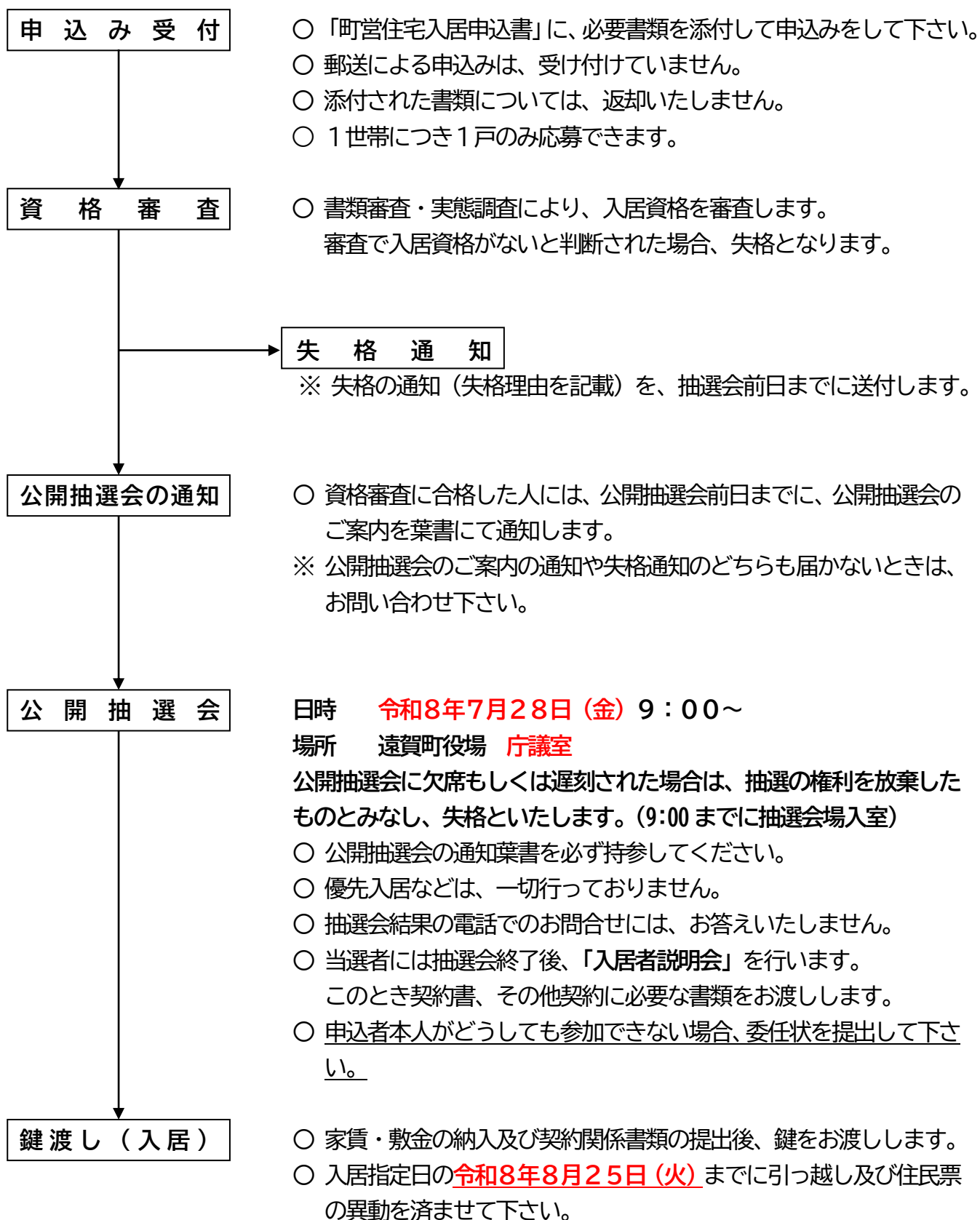
募集团地位置(虫生津団地、緑ヶ丘団地)



- ②虫生津A棟202号、③虫生津C棟104号
④虫生津C棟302号、⑤虫生津F棟16号



1. 申込みから入居まで



2. 入居申込み資格

次の①～⑪の要件を満たしていなければ、申込みことはできません。

なお、年齢に関しては抽選日（令和8年7月28日）を基準日とします。

①遠賀町内に住所または勤務場所があること。

②成年者（18歳未満の既婚者を含む）であり被扶養者の学生でないこと、また、同居または同居しようとする親族（内縁関係、パートナーシップ関係及び婚姻予定者を含む）があること。

●親族は3親等以内に限り。

●内縁関係の場合は、住民票で続柄が「夫（未届）」または「妻（未届）」と確認できる場合に限り。

●性的少数者でパートナーシップ関係にある方が申込みする場合、パートナーシップ宣誓書受領証（福岡県または福岡県が協定を結んでいる自治体が発行したパートナーシップ宣誓書受領証に限る）が確認でき、且つ宣誓書に書かれたパートナー同士での申込みに限ります。

●婚姻予定者は入居可能日から3ヶ月以内に婚姻することが条件となります。

※次の各号に該当する人は「単身」で申込みできます。ただし、戸籍上配偶者のある方や同居親族がありながら不自然に親族と別居しての申込みはできません。また、自活して生活を営める場合に限り。 (申込みの際「自活状況申立書」を提出してください)

ア. 満60歳以上の人

イ. 障害者基本法に定める障がい者で障がいの程度が次に掲げる程度の人。

(1) 身体障害者手帳の交付を受けた人で、身体上の障がい1級から4級までに該当する人。

(2) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人で、精神障がい1級から3級までに該当する人。

(3) 療育手帳の交付を受けた人。

ウ. 生活保護を受けている人。

エ. 戦傷病者手帳の交付を受けた人で、身体上の障がいの程度が恩給法の特別項症から第6項症まで、または第1款症の人。

オ. 原子爆弾の被害者で医療給付について厚生労働大臣の認定を受けている人。

カ. 海外からの引揚者で5年を経過していない人、及び中国残留邦人であった人。

キ. ハンセン病療養所入所者等

ク. 配偶者暴力相談支援センターまたは婦人保護施設において保護を受けてから5年以内の人。又は配偶者に対し裁判所から接近禁止命令または退去命令が出された後5年以内の人。

(※) ハンセン病療養所入所者等は次に該当する人です。

「らい予防法の廃止に関する法律」により「らい予防法」が廃止されるまでの間（平成8年3月31日までの間）に、国立ハンセン病療養所その他の厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所した方であって、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」の施行の日（平成13年6月22日）において生存している人。

③収入基準に合うこと。

入居予定者全員（同居親族・婚約者等を含む）の収入の合計が、収入基準以下であること。

●収入基準（5. 収入月額計算方法を参照）

一般世帯の場合	収入月額 158,000円 以下
裁量階層世帯（※）の場合	収入月額 214,000円 以下

※裁量階層世帯とは？

- 満60歳以上または満60歳以上及び満18歳未満の人からなる世帯
- 次のいずれかに該当する人がいる世帯
 - ・ 身体障がい者（身体障害者手帳1級～4級）
 - ・ 戦傷病者手帳の交付を受けている人（恩給法別表の特別項症及び6項症及び第1款症）
 - ・ 原子爆弾被害者の医療に関する法律により医療給付に関する厚生労働大臣の認定を受けている人
 - ・ 海外からの引揚者（厚生労働大臣の証明した人）で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない人
 - ・ 精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳1、2級程度）
 - ・ 知的障がい者（療育手帳重度又は中程度【療育手帳のBの軽度は除く】）
 - ・ ハンセン病療養所入所者等
 - ・ 抽選日において中学生以下の子どもがいる世帯
 - ・ 入居者と配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方またはパートナーシップ関係にある方を含む。）の年齢の合計が80歳以下で、かつ、婚姻の日から1年以内の新婚世帯

④現に住宅に困窮していること。

※ 入居申込者が、現に他の公的住宅の使用名義人である場合、居住用建物を所有している場合又は被扶養者の学生である場合は申込みできません。

（ただし、高齢者・障がい者等の方で、遠賀町町営住宅住替え要件を満たす人は、町営住宅入居中でも申し込める場合がありますので窓口へご相談下さい。）

⑤過去において町営住宅に入居していた人については、不正な使用などをしたことがないこと。（無断退去、家賃滞納など）

⑥町営住宅内で円満な社会生活ができる人。

※ 犬、猫等のペットを飼育すること、預かることは出来ません。

⑦家賃の3ヶ月分の敷金が払える人。

⑧税などの滞納がないこと。（申込時点での納期到来分）

※町民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税（料）・住宅使用料等

※入居申込者が他の公営住宅の同居人であっても、現在同居している公営住宅の名義人に滞納がある場合は申込みできません。

⑨申込者又は同居親族が暴力団員（以下、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいう）でないこと。

※ 入居者資格については警察本部に照会することがあります。

※ 入居予定者全員が暴力団員ではない旨の確約書を提出していただきます。

⑩入居に際しては、**緊急連絡人を立てること。**

※ 入居者の安否確認など緊急時の対応等をお願いします。

⑪外国人については、住民票を提出できる人。

3. 申込みにあたって

①申込みの無効・失格

●次のような場合は申込みを「無効」とし、受け付けた後で事実が判明した場合は、公開抽選会で当選した後であっても「失格」とします。

- ・ 申込みの同居家族構成が不自然なとき、または家族を不自然に分割しているとき。
- ・ 単身者が、他に扶養すべき者のある親などと共に同居家族として申込みをしたとき。
- ・ 重複の申込みのとき。（2戸以上の申込みや、同一人が2世帯の構成員となる場合）
- ・ 申込み後、婚約者が変わったとき。
- ・ 虚偽の申込みをしたとき。（理由の如何を問わず無効）
- ・ 住所または、勤務先の変更を届け出ないとき。
- ・ 死亡または、その他の理由により単身者になったとき。
- ・ 婚約者との申込みで、入居可能日から3ヶ月以内に婚姻しなかったとき。
- ・ 調査に必要な書類を提出しないとき。
- ・ 3年以内に公営住宅の明渡処分等を受け、滞納家賃等が完納されていないとき。
- ・ 申込み資格がなかったとき。

②注意事項

●申込みは原則として夫婦または親子を主体とした家族構成であること。申込み家族の続柄は、住民票・戸籍謄本など、その親族関係を証明するもので確認できる場合に限ります。パートナーシップ関係の方はパートナーシップ宣誓書受領証、婚姻予定者の申込みは「婚約証明書」を添付して下さい。

●持家のある方、公営住宅（都道府県営住宅・市町村営住宅）の名義人の方及び被扶養者の学生は申し込みできません。

（ただし、高齢者・障がい者等の方で、遠賀町町営住宅住替え要件を満たす人を除く）

●入居申込書の住所は、郵便が確実に届く住所を記入してください。

あて先不明で返送された場合も、郵送したものとみなします。

●入居申込書に記載した人全員が、同時に入居できることが必要です。

●入居申込書に記載した人の中に、家屋の所有者がいないこと。

●入居の際に、家賃3ヶ月分の敷金と入居月分の日割り家賃を、お支払いいただきます。

4. 書類審査に必要な添付書類

次の①～⑤は必ず提出して下さい。それ以外は必要に応じて提出して頂きます。

☆「個人番号(マイナンバー)届出書」、「同意書」の提出により ③⑦⑩⑪の書類が省略可能です。
提出される場合は、次の書類を持参してください。

- 世帯全員の「マイナンバーカード」又は「マイナンバー通知書」又は「住民票（マイナンバー記載有）」
- 手続きに来られる方の本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証・健康保険証等)

①町営住宅入居申込書

②郵政ハガキ（旧官製ハガキ）

申込者の住所・氏名・郵便番号を明記すること（資格審査結果通知用）

入居予定者の収入を証明するもの（収入のある人全員のものが必要）

③令和8年度（7年分）所得証明書または令和7年分源泉徴収票等

入居しようとする人全員について令和7年分の所得を証明するもの。
（収入のない方の分も必要です・・・所得証明書・非課税証明書等）

※1 令和8年1月1日以前から遠賀町に在住している人

遠賀町役場税務課が発行する公営住宅用所得証明書を添付すること。

（募集案内に添付してある税務関係証明交付申請書により税務課窓口で申請して下さい。手数料が免除されます。）

※2 退職した人は、退職した日を証明した書類（社印が必要）

離職票・雇用保険受給資格者証明書の写しでも可

④納税証明書

納期到来分の税について、入居予定者全員の滞納がないことを証明する書類です。

※1 令和8年1月1日以前から遠賀町に在住している人

遠賀町役場税務課が発行する「滞納のない証明」を添付すること。

（上記の公営住宅用所得証明書と同時に、募集案内に添付してある税務関係証明交付申請書により、税務課窓口で申請して下さい。手数料が免除されます。）

※2 町外からの申込者又は令和8年1月2日以降に転入された方

町県民税 固定資産税 軽自動車税 国民健康保険税（料）

「納税（完納）証明書」、「非課税証明書」、「滞納がない証明」など

※令和8年1月1日に住民票のある市町村にお問い合わせください。

※証明書が年度毎にしか出ない場合は、最新の証明書のみ提出して下さい。

⑤確約及び同意書

犬・猫等飼育禁止の確約

入居予定者全員が、暴力団員でない確約

町営住宅申込による各種調査についての同意

《町外に住所があり、町内に勤務地のある人》

⑥勤務証明書

⑦住民票（入居予定者全員分）

住民票は入居予定者全員分について本籍・続柄が記載されているものを提出して下さい。

※必ず、発行日より3ヶ月以内のものを提出してください。

⑧婚姻予定者…婚約証明書（仲人、上司等の証明）

⑨単身入居申込者…自活状況申立書

⑩入居予定者に障がい者がいる場合…身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の写し

※場合により、医師等による診断書等が必要になることがあります。

⑪生活保護受給者…生活保護受給カードの写し

⑫パートナーシップ関係の方…パートナーシップ宣誓書受領証（福岡県または福岡県が協定を結んでいる自治体が発行したパートナーシップ宣誓書受領証に限ります。）

⑬その他必要と認められる書類

5. 収入月額計算方法

※令和7年分の所得の合計により、収入月額を算定し、家賃を決定します

$$\text{収入月額} = (\text{①年間所得金額} - \text{②控除金額合計}) \div 12\text{ヶ月}$$

① 年間所得金額	給与所得者・・・令和7年分源泉徴収票の給与所得控除後の金額 給与所得者以外・・・令和7年分確定申告書の所得金額 入居予定者全員の所得を合計します。
② 控除金額合計	同居者・扶養親族・・・1人につき38万円。申込者を除く。（婚姻予定者・内縁関係・パートナーシップ関係を含む） 老人扶養親族・・・1人につき10万円加算。 （70歳以上の老人扶養該当者） 特定扶養親族・・・1人につき25万円加算。 （16歳から22歳の被扶養者） 障がい者・・・1人につき27万円加算 特別障がい者・・・1人につき40万円加算 寡婦・寡夫・・・27万円まで。 （所得が27万円未満のときはその金額） ひとり親・・・35万円まで。 （所得が35万円未満のときはその金額）

6. 町営住宅の家賃等

○家賃について

世帯区分		一般世帯 及び 裁量階層世帯等				裁量階層世帯等	
収入月額 (円)		0 }	104,001 }	123,001 }	139,001 }	158,001 }	186,001 }
		104,000	123,000	139,000	158,000	186,000	214,000
家賃 (円)	①道官町営住宅A棟301号	15,300	17,600	20,200	22,700	26,000	30,000
	②虫生津団地A棟202号	17,100	19,800	22,600	25,500	29,200	33,700
	③虫生津団地C棟104号	17,100	19,800	22,600	25,500	29,200	33,700
	④虫生津団地C棟302号	17,100	19,800	22,600	25,500	29,200	33,700
	⑤虫生津団地F棟16号	15,600	18,100	20,700	23,300	26,600	30,700

○駐車場使用料について

②～⑤の虫生津団地は、1台につき月額1,100円必要です。

※法改正等により、家賃・使用料が改定されることがあります。

7. 校区について

住宅名	小学校名	中学校名
①道官町営住宅A棟301号	広渡小学校	遠賀中学校
②虫生津団地A棟202号	浅木小学校	遠賀南中学校
③虫生津団地C棟104号		
④虫生津団地C棟302号		
⑤虫生津団地F棟16号		

8. 入居に際しての注意事項

○入居の際に、家賃3ヶ月分の敷金と入居月分の日割り家賃をお支払い頂きます。

○入居指定日までに、引越し・住民票の異動を済ませて下さい。

○今後毎年ご家族の収入を申告していただき、基準を超える収入がある場合は、入居して3年経過後から、明渡し努力義務が発生する場合があります。

○駐車場の利用可能台数は、原則1世帯につき1台までとします。

○町営住宅内の道路に駐車すると、火災などのときに緊急車両の進入の妨げになるだけでなく、事故の原因になります。絶対に路上駐車をしないで下さい。

○住宅使用料および駐車場使用料は、口座振替での納入をお願いします。

○水道・電気・ガスの申込みは、入居者ご自身で手続きを行って下さい。

○道官団地、虫生津団地および緑ヶ丘団地は、テレビ放送(地上デジタル放送)を受信する場合、入居者個人の負担でアンテナの設置が必要です。

○畳の表替え、襖の張替え、および網戸・破損ガラスの取替え等の軽微な維持修繕、または入居者の責による破損箇所の修繕は、入居者個人で負担していただきます。

○退去時には居住年数にかかわらず、入居者の負担により原状回復をしていただきます。

(※畳の表替え・襖の張替えおよび入居者の責による破損箇所の修繕等)

○退去時は、修繕が完了した後、完了検査を受け、明渡完了と確認した日までの家賃を負担して頂きます。なお、その月の使用期間が1月に満たない時は、その月の家賃は日割り計算になります。

○町営住宅では、犬や猫などの動物を飼ったり預かったりしてはいけません。

○入居する全員が、町営住宅における共同生活を円満に営んでください。

○地元行政区の自治会・隣組に加入し、地域の自治活動に参加して下さい。

入居後、回覧板等の手配がありますので、隣組長へ入居の報告をして下さい。

(区長には、入居者決定通知を送付します。)

9. 緊急連絡人について (入居決定後の届出)

(1) 緊急連絡人は、入居者の安否確認など緊急時に対応していただきます。

(2) 緊急連絡人は、同居しようとする親族を除く成年者の方の届出をお願いします。

10. 遠賀町町営住宅入居者募集(抽選)における特別措置(倍率優遇)について

遠賀町町営住宅の入居者募集(抽選)において、多数回抽選に参加したにも関わらず落選した方に対して、倍率優遇措置を設けるものとします。

優遇対象者

平成22年度より公募する町営住宅入居者募集(抽選)において4回以上落選(補欠当選で入居できなかった場合を含む)された方で、且つ、下記の(1)~(5)のいずれかに該当することが証明できる方。対象となる募集(抽選)は直前の公募を含めて過去8回分とします。該当する方は、入居申込時に申し出るとともに、申込書にもご記入ください。

(1) 高齢者世帯

申込者の年齢が60歳以上の者で、同居する親族がいる場合は、次のいずれかで構成している世帯。

(ア) 配偶者

(イ) 18歳未満の児童

(ウ) 60歳以上の親族(3親等以内)

(2) 障がい者世帯

入居者に次のいずれかに該当する人が1人以上いる世帯。

(ア) 戦傷病者手帳を所持し、第1款症以上の障がいがある方

(イ) 身体障害者手帳を所持し、1級から4級の障がいがある方

(ウ) 重度または中度の知的障がい者(療育手帳のB2またはB(軽度)は除く)であることを児童相談所の長、更生相談所の長より判定された方か、同程度の精神障がい者であることを精神保健センターの長、精神科の経験をもつ医師から判定された方

(3) ひとり親世帯(DV被害者世帯を含む)

配偶者のいない者で、子(20歳未満)を扶養している世帯。なお、ここでいう配偶者は事実上婚姻関係と同様の事情にある方またはパートナーシップ関係にある方を含みます。DV被害者世帯とは、配偶者から身体的暴力等を受けている世帯です。ただし、単身者は除きます。

(4) 多子世帯

同居親族の中に18歳未満の子が3人以上（胎児も含む）いる世帯。
また、母子健康手帳等の写しを提出してください。

(5) 犯罪被害者世帯

犯罪により従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかな方。（警察に被害届を提出した方であって、犯罪被害者であることが確認できる方）

(ア) 犯罪により収入が減少し、生活の維持が困難となった方

(イ) 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行なわれたため、当該住宅に居住し続けることが困難となった方

優遇内容

倍率優遇措置として、2つの予備抽選番号（連続番号）を割り当てます。

※落選回数確認のため、入居申込書の「多回数落選による申込み」欄に落選した回数を記入の上、申込みをしてください。審査時に過去の申込履歴と照合します。落選回数には、補欠当選で入居できなかった場合を含みますが、失格・辞退は含みません。また、落選回数並びに本人確認のため、過去の抽選会案内ハガキを保管し、申込み時に持参していただきますようにお願いいたします。

多回数落選による優遇措置が適用できない場合

- ・ 入居申込書に記載された落選回数が4回未満のとき。
- ・ 落選者の履歴で確認がとれず、落選した抽選会案内ハガキの提出がないとき。
- ・ 故意に虚偽の申込みをしたとき。
- ・ 優遇対象者でないとき。
- ・ 入居申込み資格を満たさないとき。